

宇陀市立病院患者給食業務 プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「宇陀市立病院患者給食業務」を委託する委託先の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 「宇陀市立病院患者給食業務」
- (2) 業務内容 「宇陀市立病院患者給食業務委託仕様書」を基準とする。
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
※令和8年3月31日までの間に、現業の職員から引き継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。
(当該引き継ぎに係る費用は新受託者負担とする。)
- (4) 実施場所 宇陀市立病院

3. 委託料見積りの条件

- (1) 委託料は、人件費及び一般管理費を含む固定金額を見積もり、その上限は月額**495万円**（消費税及び地方消費税を含む。）とすること。
- (2) 給食材料費は、患者食及び検食ともに、朝食・昼食・夕食毎に1食あたりの単価を見積もること。
- (3) 透析食は及びおやつについては、人件費、一般管理費及び給食材料費を含む1人1日あたりの単価を見積もること。
- (4) 1食あたりの単価は、消費税及び地方消費税を含んだ額とすること。
- (5) 給食材料費は、患者食及び検食ともに、朝食・昼食・夕食それぞれを合算し**1,045円/1日**（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とすること。
- (6) 透析食については、**750円／1日**を上限とし、おやつ代については、**75円／1日**を上限とする（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）。

4. スケジュール

- (1) 公表及び資料配付開始 令和7年11月25日（火）
- (2) 質問受付 令和7年11月25日（火）～

	令和7年12月1日（月）16時まで
(3) 質問回答	令和7年12月4日（木）
(4) 参加資格確認申請書提出	令和7年12月10日（水）16時まで
(5) 企画提案書の提出	令和7年12月15日（月）～ 令和7年12月23日（火）16時まで
(6) プレゼンテーション審査	令和8年1月8日（木）予定 ※時間は後日連絡いたします。
(7) 審査結果通知	令和8年1月16日（金）予定

5. 本プロポーザルへの参加資格

申請者は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 参加申請書の提出時点で、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が100床以上の病院において、患者給食業務（献立作成、食数管理業務、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳および衛生管理等給食業務全般をいう）業務の受託実績を、継続して5年以上有する者であること。
(一般病床とは、医療法に規定された療養病床、結核病床、精神病床および感染症病床以外の病床をいう。)
- (4) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (5) 患者給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であるか、または医療法第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者であること。

6. 資料等の配付について

(1) 配付資料

- ・患者給食業務に係る仕様書
- ・献立表（普通食）
- ・調理機器一覧表
- ・調理機器配置図
- ・【様式1～様式3】参加資格確認申請書等
- ・【様式4】質問書
- ・【様式5】患者給食委託業務受託企画提案辞退届

(2) 配付期間及び配布場所

令和7年1月25日（火）～令和7年2月10日（水）16時まで
期間中において当院ホームページ上にて公表。

7. 参加資格確認申請書等の提出について

参加資格確認申請書等の提出については、次のとおりとする。

(1) 受付期間 令和7年2月5日（金）～

令和7年2月10日（水）16時まで

(2) 受付時間 9時から16時まで

(3) 提出書類 【様式1】 参加資格確認申請書および添付書類

【様式1-2】患者給食業務の受託実績書

【様式2】 法人概要書

(4) 提出場所 〒633-0298 奈良県宇陀市榛原萩原815番地

宇陀市立病院経営企画課（担当者：玉村・大向）

TEL：0745-82-0381（代表）

(5) 提出方法 参加資格確認申請書等を提出場所に持参するか、書留郵便による
こととする。郵送の場合は、受付期間中に必着とする。

なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。

(6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。

8. 企画提案書等の提出について

企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

なお、企画提案書の内容等詳細については、「11. 審査基準」の項目を念頭に、

自由形式での提案とする。

- (1) 受付期間 令和7年12月15日（月）～
 令和7年12月23日（火）16時まで
- (2) 受付時間 9時から16時まで
- (3) 提出様式 企画提案書：自由形式 9部
 【様式3】 委託料見積書 1部
- (4) 提出場所 〒633-0298 奈良県宇陀市榛原萩原815番地
 宇陀市立病院経営企画課（担当者：玉村・大向）
 TEL：0745-82-0381（代表）
- (5) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。郵送の場合は、受付期間中に必着とする。
 なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。
- (7) 留意事項
- ・申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、委託先に選定された申請者の申請書類については、本院が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
 - ・申請を辞退する場合には、速やかに辞退届【様式5】を提出すること。
 - ・提出された申請書類の内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
 - ・提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
 - ・本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
 - ・提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

9. 質問の受付及び回答

実施要項等についての質問を次のとおり受け付け、質問書【様式4】を提出した全社に全ての質問・回答を電子メールにて送信する。ただし、ノウハウに関わる

部分等公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに回答を通知する。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和7年1月25日（火）～

令和7年2月1日（月）16時まで

(2) 提出様式 【様式4】質問書

(3) 提出場所 〒633-0298 奈良県宇陀市榛原萩原815番地

宇陀市立病院経営企画課（担当者：玉村・大向）

TEL：0745-82-0381（代表）

(4) 提出方法 電子メールによる提出

※件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、会社名」

を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

(5) E-mail keiekikaku@city.uda.lg.jp

(6) 回答日 令和7年2月4日（木）

10. 企画提案書の審査（プレゼンテーション）

(1) 審査方法 書類審査及び企画提案書に基づくプレゼンテーションを行う。

(2) 審査日 令和8年1月8日（木）予定

(3) 会場等 会場、日時その他の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。

11. 審査基準

下記に掲げる項目を基本として審査を実施する。

(1) 各取組内容について

① 患者給食業務に関する基本的事項について

・治療食としての患者給食に対する基本的な考え方

・患者給食業務の運営方針

② 患者満足度の向上について

・患者に満足を得られる食事の提供についての考え方

・患者からの食事のクレームに対する分析と対処

③ 安全衛生管理等の実施について

- ・安全な食事の提供に向けた衛生管理、設備管理に関する取り組み
- ④ 業務運営体制について
- ・受託準備体制、引き継ぎ・移行計画
 - ・人員配置、組織管理、組織運営、従事者の処遇についての考え方
- ⑤ 危機管理体制について
- ・食中毒の予防や食品事故の防止についての取り組みと発生時の対応
 - ・地震等の災害など不測の事態への対策
- (2) 従事者の育成について
- ・教育、研修など従事者の育成に関する基本的な考え方と取組内容
- (3) その他委託業務に係る独自の提案事項等について
- ・その他独自の提案事項
- (4) 委託料見積書について
- ・業務の受託に要する経費見込み、委託料の積算単価
- (5) 組織体制について
- ・会社の概要、事業規模、同種の内容・規模における業務実績

1 2. 審査員

7名程度の予定。

1 3. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に通知する。

1 4. 契約の締結

委託先候補者と事業の実施などに関する協議のうえ、契約を締結する。

1 5. その他

- (1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置
- ① 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、当院は契約を解除することができる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

② その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) その他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、双方誠意をもって協議するものとする。

16. 問い合わせ先

宇陀市立病院 経営企画課 担当：玉村・大向

TEL：0745-82-0381（代表）

E-mail：keieikikaku@city.uda.lg.jp